



市 章

大津市公報

令和 6 年 12 月 2 日
号 外 （第 69 号）発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

○ 規 則

72	大津市行政組織規則の一部を改正する規則	1
73	大津市公印規則の一部を改正する規則	1
74	大津市住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則	2
75	大津市職員任用規則の一部を改正する規則	3
76	大津市契約規則の一部を改正する規則	3
77	大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則	3
78	大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則	4
79	大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則	7
80	大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	10
81	大津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則	14
82	大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則	15
83	大津市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則	17
84	大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則	17

○ 教 育 委 員 会 規 則

7	大津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	17
---	-----------------------------	----

規 則

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月2日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第72号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則（昭和61年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項市民部の表戸籍住民課届出受付係の項第3号中「国民健康保険及び国民年金資格得喪等の受付及び」を「国民健康保険及び国民年金に係る資格得喪等の受付並びに」に、「国民健康保険者証」を「国民健康保険の資格確認書及び資格情報通知書」に改め、同条第1項健康保険部の表保険年金課資格給付係の項第3号中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険の資格確認書及び資格情報通知書」に改め、同課高齢者医療係の項第1号中「後期高齢者医療」を「後期高齢者医療制度」に、「届出」を「申請」に改め、同係の項第2号中「後期高齢者医療の被保険者証」を「後期高齢者医療資格確認書及び後期高齢者医療特定疾病療養受療証」に改め、同係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同係の項第7号中「後期高齢者医療」を「後期高齢者医療制度」に改め、同号を同係の項第6号とし、同係の項第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第5項の表支所の項第16号中「後期高齢者医療」を「後期高齢者医療制度」に、「喪失等の届出及び」を「及び喪失等の届出並びに」に、「被保険者証の交付」を「国民健康保険の資格確認書及び資格情報通知書の交付並びに後期高齢者医療資格確認書の引渡し」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月2日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第73号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則（昭和48年規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1市印の表を次のように改める。

市印

公印の名称	ひな 型番 号	公印 番号	書体	寸法 (ミリメ ートル)	個数	用途	管守者
滋賀県大津市	1	1	てん書	方24	1	市名をもって発する一般文書用	総務課長
大津市之印	2	2	てん書	方8	1	国民健康保険資格確認書の確認、国民健康保険標準負担額減額認定証及び国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の認定並びに医療受給者証、国民健康保険標準負担額減額認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、老人福祉医療費受給券、福祉医療費受給券及び重度障害老人等福祉助成券の訂正用	保険年金課長
					1	介護保険被保険者証の訂正用	介護保険課長
					1	国民健康保険資格確認書の確認並びに医療受給者証、国民健康保険標準負担額減額認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、老人福祉医療費受給券、福祉医療費受給券、重度障害老人等福祉助成券及び介護保険被保険者証の訂正用	戸籍住民課長
					36	国民健康保険資格確認書の確認並びに医療受給者証、国民健康保険標準負担額減額認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、老人福祉医療費受給券、福祉医療費受給券、重度障害老人等福祉助成券及び介護保険被保険者証の訂正用	各支所長
					3	精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳及び特別児童扶養手当証書の記載事項の訂正用	障害福祉課長
					4	著作権を有する書籍の検印用	総務課長
大津市	3	5	てん書	方20	1	身体障害者手帳用	障害福祉課長

別表第1職印の表滋賀県大津市長之印の部1の款3の項中「重度心身障害老人等福祉助成券」を「重度障害老人等福祉助成券」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月2日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第74号

大津市住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則

大津市住宅用家屋証明事務施行細則（昭和59年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「いう。）」の次に「、登記完了証（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第182条第1項第1号に掲げる電子申請の方法により建物の表題登記を完了した場合に交付されるもの（登記完了証として交付された書面又は電子公文書として交付された登記完了証を印刷したものをいう。）に限る。以下同じ。）」を加え、「のみ」を「又は登記完了証」に改め、同条第3項第3号中「登記事項証明書等」の次に「、登記完了証」を加え、「のみ」を「又は登記完了証」に改め、同項第6号中「申立書」の次に「（宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が、買主である当該個人の依頼を受けて当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合に、当該個人が当該家屋の取得後に入居の意向があることを確認したことを証する当該宅地建物取引業者が作成した証明書を含む。次項第3号において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月2日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第75号

大津市職員任用規則の一部を改正する規則

大津市職員任用規則（平成6年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月2日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第76号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

「

別表第2役務の提供を受ける契約の表中

文書又は荷物の配達業務（この表に別段の定めがあるものを除

く。）

を

文書又は荷物の配達業務（この表に別段の定めがあるものを除く。）

障害者虐待に関する相談の対応業務

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月2日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第77号

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

大津市母子保健法施行細則（平成21年規則第78号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「被保険者証等の」を「医療保険各法による」に改める。

様式第3号中「毎分50以上で」を「毎分50を超えて」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式第2号により調製した申請書は、この規則の施行後においても、これを取り繕って使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の様式第3号により使用されている養育医療意見書は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月2日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第78号

大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

大津市生活保護法施行細則（平成21年規則第51号）の一部を次のように改正する。

「

実日数

」を「

実日数	継続月数

」に、

長期

を「

長期	頻回

」に

改める。

様式第23号及び様式第24号を次のように改める。

施術券及び施術報酬請求明細書（あん摩・マッサージ）

取扱担当者

印

様式第24号 (第11条関係)

施術券及び施術報酬請求明細書 (はり・きゅう)

大津市福祉事務所長 印

(年 月分)

地区担当員

取扱担当者

生活 保護 法 施 術 券	交付番号	有効期間 日から 日まで	施術開始日 年 月	1 単給 2 併給
	患者氏名	男・女 (歳)	居住地	
	傷病名 1 神経痛 2 リウマチ 3 頸腕症候群 4 五十肩 5 腰痛症 6 頸椎捻挫後遺症 7 その他 ()	はり・きゅう師氏名		

施術報酬請求明細書 (はり・きゅう)

施 術 報 酬 請 求 明 細 書	○初回施術年月日	年 月 日	実日数	日	既施術回数	回	転 帰	治癒・中止																									
	①初検料								円	摘 要																							
	1 はり 2 きゅう 3 はりきゅう併用								円																								
	施 術 料	②はり・きゅう				施術の種類	1 術 回	2 術 回																									
		通所				円×	回＝	円																									
		訪問施術料 1				円×	回＝	円																									
		訪問施術料 2				円×	回＝	円																									
		訪問施術料 3 (3人～9人)				円×	回＝	円																									
		訪問施術料 3 (10人以上)				円×	回＝	円																									
	③電療料 (加算) 1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具				円×	回＝	円																										
	④特別地域 (加算)				円×	回＝	円																										
	⑤往療料				円×	回＝	円																										
	⑥施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)				円×	回＝	円																										
	施術日	訪問1①	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
通院○	訪問2②																																
往療◎	訪問3③																																
○往療又は訪問の理由 (1 独歩による公共交通機関を使つての外出困難 2 認知症や視覚、内部、精神障害などにより独歩による外出困難 3 その他 ())																																	
⑦合計金額 (①+②+③+④+⑤+⑥)																請 求		※決 定															
																円		円															
※⑧社保負担 (健・共) 有・無 割																円		円															
※⑨本人支払額 円																円		円															
⑩差引請求 (支払) 金額 (⑦-⑧-⑨)																円		円															

請 求 書	(患者氏名) に係る上記明細書による施術料を請求します。 年 月 日 (宛先) 大津市福祉事務所長 住 所 はり・きゅう師 氏 名 印
	上記の金額の受領を 師会 (理事) 長 (氏名) に委任します。 年 月 日 (はり・きゅう師名) 氏 名 印
委 任 状	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年12月 2 日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第79号

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成21年規則第52号）の一部を次のように改正する。

様式第 7 号中

実日数

を

実日数	継続月数

に、

長期

を

長期	頻回

に

改める。

様式第 8 号及び様式第 9 号を次のように改める。

施術券及び施術報酬請求明細書（あん摩・マッサージ）

取扱担当者

交付番号		この券の有効期間		日から 日まで		1 単給 2 併給																										
患者氏名		男・女 (歳)		居住地																												
指定施術者名				傷病名（部位）																												
初回施術年月日		年 月 日		実日数		日		転 帰		治癒・中止																						
施術料	①マッサージ（施術料）		同意部位		(軀幹)		(右上肢)		(左上肢)		(右下肢)		(左下肢)		摘 要																	
			施術回数		回		回		回		回																					
	通所		円 × 回 = 円																													
	訪問施術料 1		円 × 回 = 円																													
	訪問施術料 2		円 × 回 = 円																													
	訪問施術料 3 （3人～9人）		円 × 回 = 円																													
	訪問施術料 3 （10人以上）		円 × 回 = 円																													
	②温罨法（加算）		円 × 回 = 円																													
	③温罨法・電気光線器具（加算）		円 × 回 = 円																													
	④変形徒手矯正術（加算）		同意部位		(右上肢)		(左上肢)		(右下肢)		(左下肢)																					
			施術回数		回		回		回		回																					
			円 × 回 = 円																													
	⑤特別地域（加算）		円 × 回 = 円																													
	⑥往療料		円 × 回 = 円																													
	⑦施術報告書交付料 （前回支給： 年 月分）		円 × 回 = 円																													
施術日	訪問 1 ①	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
通院○	訪問 2 ②																															
往療◎	訪問 3 ③	月																														
○往療又は訪問の理由（1 独歩による公共交通機関を使っでの外出困難 2 認知症や視覚、内部、精神障害などにより独歩による外出困難 3 その他（ ））																																
⑧合計金額（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦）																				請 求		※決 定										
																				円		円										
※⑨社保負担（健・共）										有・無 割		円		円																		
※⑩本人支払額										円		円		円																		
⑪差引請求（支払）金額（⑧－⑨－⑩）										円		円																				
（患者氏名） に係る上記明細書による施術料を請求します。 年 月 日 （宛先） 大津市福祉事務所長 住所 指定施術者 氏名																																

氏 名

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月2日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第80号

大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大津市国民健康保険条例施行規則（昭和37年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「ときは、」の次に「預金口座を設けている」を加え、同条第2項中「指定金融機関等へ直接送付」を「当該指定金融機関等へ送付」に改め、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定による納付書の送付は、その内容が記録されている電磁的記録の送付をもって代えることができる。

第15条第1項中「昭和33年法律第192号」の次に「。以下「法」という。」を、「期間」の次に「（救急患者として保険医療機関等で療養の給付を受けた被保険者に係る一部負担金の支払又は納付にあつては、1年を超えない範囲内において当該被保険者の資力が回復するまでの期間）」を加え、同条第4項中「する旨の通知を受けた者は、直ちに被保険者証を市長に提示し、」を「した場合は、同項の通知と併せて」に、「の交付を受けなければ」を「を交付しなければ」に改め、同条第5項中「被保険者証に証明書を添えて療養取扱機関」を「法第36条第3項の電子資格確認等により被保険者であることの確認を受け、当該証明書を保険医療機関等」に改める。

第20条第1項中「第三者行為による傷病届（様式第21号）」を「所定の様式による傷病届」に改める。

様式第7号中 「

保険証番号	賦課年度
-------	------

 を 「

被保険者番号	賦課年度
--------	------

 に、

保険証番号
期別
請求月
保険料額
督促手数料
延滞金
合 計

を

被保険者番号
期別
請求月
保険料額
督促手数料
延滞金
合計金額

に、

保険証番号
期 別
請求月
保険料額
督促手数料
延滞金
合 計

を

被保険者番号
期別
請求月
保険料額
督促手数料
延滞金
合計金額

に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第7号の2（第9条関係）

Ⓒ 大津市国民健康保険料領収済通知書

加入者名	大津市会計管理者	口座番号	01010—7—960040	合計金額	円
収納機関番	25201				
被保険者番号		賦課年度	相当年度	期別	指定期限

手督促料促		円	延滞金		円	領収日付印
			合計金額		円	
氏名						
コンビニ収納用			(御注意) バーコードがないもの、バーコードが読み取れないものは、裏面記載の金融機関窓口並びに大津市役所本庁及び各支所でのみ使用可能です。			(宛先) 大津市会計管理者 上記のとおり領収しましたので通知します。

取りまとめ金融機関 滋賀銀行大津市役所出張所
取りまとめ店 〒539-8794 大阪貯金事務センター
収納代行業者 この納付書はATMでの御利用はできません。（大津市／コンビニ本部保管）

Ⓒ 大津市 納付書

加入者名	大津市会計管理者
口座番号	01010—7—960040
氏名	
賦課年度	相当年度
被保険者番号	
期別	
請求月	
保険料額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計金額	円
指定期限	

上記のとおり納付します。	領収日付印

（金融機関／コンビニ店舗保管）

切り取らないで金融機関にお出しください。

Ⓒ 大津市 領収証書

加 入 者 名	大津市会計管理者
口 座 番 号	01010—7—960040

賦課年度		相当年度	
被保険者番号			
期別			
請求月			
保険料額			円
督促手数料			円
延滞金			円
合計金額			円
指定期限			

上記金額を領収しました。

領収日付印

証券納付の場合、証券金額の支払がなかったときは本領収証書は失効します。

(収入印紙不要)

大切に保存してください。
収納代行業者

(納入者 (お客様) 保管)

「様式第 8 号中」

保険証番号	賦課年度
-------	------

を「

被保険者番号	賦課年度
--------	------

」に、

「裏面記載」を「右側に記載」に、

保険証番号
期別
請求月
保険料額
督促手数料
延滞金
合 計

を

被保険者番号
期別
請求月
保険料額
督促手数料
延滞金
合計金額

に、

「

保険証番号
期 別
請求月
保険料額
督促手数料
延滞金
合 計

」を「

被保険者番号
期別
請求月
保険料額
督促手数料
延滞金
合計金額

」に改める。

様式第 8 号の 2 中「保 険 証 番 号」を「被保険者番号」に改める。

「様式第12号中」

保険証番号
保 険 料

を「

被保険者番号
保険料

」に、「保 険 証 番 号」を「被

保険者番号」に、「

保険証番号
保険料

」を「

被保険者番号
保険料

」に改める。

「様式第15号中」

保険証番号	賦課年度
-------	------

を「

被保険者番号	賦課年度
--------	------

」に、

「

保険証番号
期別
請求月

」

被保険者番号
期別
請求月

「

保険証番号
期 別
請求月

」

保険料額	を	保険料額	に、	保険料額	を
督促手数料		督促手数料		督促手数料	
延滞金		延滞金		延滞金	
合 計		合計金額		合 計	

被保険者番号	に、	督促 手数料 (円)	指定期限	を
期別				
請求月				
保険料額				
督促手数料				
延滞金				
合計金額				

督促 手数料 (円)	納期限	に改め、	現在あなたの 国民健康保険料が左記のとおり未納となっておりますので、この納付書で裏面記載の金融機関等にて至急納付してください。
------------------	-----	------	--

◎おことわり
収納機関から領収済通知書が市役所に届くま
及び で、日数がかかります。納付と入れ違いに督促 を削る。
状が送付された場合は、あしからず御了承くだ
さい。

様式第18号中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号番号」に改める。
様式第19号から様式第21号までを削る。

附 則

- この規則は、令和6年12月2日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市国民健康保険条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和6年12月2日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第81号

大津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

大津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則（平成元年規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「方書」を削り、「電話 ー」を「電話 ー」に、「被保険者証の記号番号」
を「被保険者記号・番号」に、「C（Bー ー，000円）」を「C（Bー ー円）」に改める。
様式第4号中「方書」を削り、「電話 ー」を「電話 ー」に改める。

様式第 5 号中「方書」を削り、「電話 _____」を「電話 _____」に、「順守」を「遵守」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年12月 2 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第82号

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大津市医療費助成条例施行規則（昭和49年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

「

御 加 入 の 健 康 保 険	記号・番号	(記号)	(番号)	助成対象者の 資格取得年月日	年 月 日取得
	被保険者氏名 (生年月日)	☐ 申請者氏名に同じ (年 月 日生)		被保険者住所	☐ 申請者住所に同じ
	保険者番号			保 険 者 称 名 称	☐ 大津市国保 ☐ 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☐ 全国健康保険協会 _____ 支部 ☐ （その他） _____

を

「

御 加 入 の 健 康 保 険	記号・番号	(記号)	(番号)	助成対象者の 資格取得年月日	年 月 日取得
	被保険者氏名 (生年月日)	☐ 申請者氏名に同じ。 (年 月 日生)		被保険者住所	☐ 申請者住所に同じ。
	保険者番号			保 険 者 称 名 称	☐ 大津市国保 ☐ 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☐ 全国健康保険協会 _____ 支部 ☐ （その他） _____

に

☐健康保険の資格情報をマイナンバーに連携済み

改める。

様式第 1 号の 2 中

「

御 加 入 の 健 康 保 険	記号・番号	(記号)	(番号)	助成対象者の 資格取得年月日	年 月 日取得
	被保険者氏名 (生年月日)	☐ 申請者氏名に同じ (年 月 日生)		被 保 険 者 住 所	☐ 申請者住所に同じ
	保険者番号			保 険 者 称 名 称	☐ 大津市国民健康保険 ☐ 全国健康保険協会 _____ 支部 ☐ （その他） _____

を

注意事項

- 健康保険証を御持参ください。
- 附加給付とは、御加入の健康保険が健康保険法等に基づく保険給付に独自に上乗せしているものをいいます。

御加入の健康保険	記号・番号	(記号)	(番号)	助成対象者の 資格取得年月日	年 月 日取得
	被保険者氏名 (生年月日)	☐ 申請者氏名に同じ。 (年 月 日生)			被 保 険 者 住 所 ☐ 申請者住所に同じ。
	保険者番号			保 険 者 名 称	☐ 大津市国民健康保険 ☐ 全国健康保険協会 _____ 支部 ☐ （その他） _____
	☐ 健康保険の資格情報をマイナンバーに連携済み				

注意事項 附加給付とは、御加入の健康保険が健康保険法等に基づく保険給付に独自に上乗せしているものをいいます。

改める。

様式第2号の2（裏）中「被保険者証又は組合員証等に必ずこの券を添えて」を「必ずこの券を」に改める。

様式第3号中

御加入の健康保険	記号・番号	記 号	番 号
	被 保 険 者 氏 名		
	保 険 者 名 称	☐ 大津市国民健康保険 ☐ 全国健康保険協会 _____ 支部 ☐ 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☐ （その他） _____	

御加入の健康保険	記号・番号	記 号	番 号
	被 保 険 者 氏 名		
	保 険 者 名 称	☐ 大津市国民健康保険 ☐ 全国健康保険協会 _____ 支部 ☐ 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☐ （その他） _____	
	☐ 健康保険の資格情報をマイナンバーに連携済み		

改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に交付されている改正前の大津市医療費助成条例施行規則（以下「旧規則という。」）様式第1号、様式第1号の2及び様式第3号により調製した申請書は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- この規則の施行の際現に交付されている旧規則様式第2号の2の2による助成券は、当該助成券に記載された有効期間が満了するまでの間、使用することができる。

大津市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年12月 2 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第83号

大津市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（平成11年規則第101号）の一部を次のように改正する。
第 6 条中「健康保険証」を「資格確認書」に改める。

様式第 2 号中「大津市長 様」を「（宛先）
大津市長」に、「保険証」を「資格確認書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年12月 2 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第84号

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

大津市建築基準法等施行細則（昭和47年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 中「第 8 条の 2 第17項」及び「第 8 条の 2 第 1 項」を「第 8 条の 2 の 2」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年12月 2 日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第 7 号

大津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「4 月 7 日」を「4 月 8 日」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。